



お知らせ

○ 制度に登録で避難行動を支援

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者、難病患者などを支援する避難行動要支援者制度を設けています。この制度は自治会や民生委員、消防団、警察などの関係機関に情報を提供し、協力して避難を支援するもの。市が避難を実施するものではありません。希望者は個人情報登録が必要。詳しくは問い合わせてください。

☎ 027・898・5935

○ 中退共で安心な退職金設計

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度。安定した退職金制度は、優秀な人材の確保や従業員の労働意欲向上のためにも重要なことです。

特色 ① 掛け金の一部を国と市が助成 ② 掛け金は税法上、全額非課税 ③ 加入後の掛け金月額の変更も可能 ④ パートタイマーな

○ 区画整理審議会委員を改選

松並木土地区画整理審議会委員の任期満了に伴い、新しい委員の選挙を行います。

選挙期日 8月26日(日)

選挙される委員数 12人

選挙人名簿の縦覧と異議の申し出 6月19日(火)～7月2日(月)に

市役所区画整理課で

立候補の受け付け 7月10日(火)

～19日(木)に同課で

● 選挙人名簿の登録手続き

選挙人名簿を確定するため、対象者は書類を提出してください。

対象・提出書類 未登記の借

新最終処分場建設候補地の公募結果			
応募地	応募面積	応募者数	応募地の概況・地目
芳賀地区①	約3.2ha	9人	緩い傾斜のある田、畑、山林
芳賀地区②	約2.5ha	7人	緩い傾斜のある田、畑
芳賀地区③	約5.6ha	23人	緩い傾斜のある宅地、畑、山林、保安林、雑種地
桂萱地区	約1.8ha	1人	緩い傾斜のある山林、雑種地
宮城地区	約1.7ha	7人	緩い傾斜のある田、畑
富士見地区④	約2.3ha	10人	緩い傾斜のある宅地、田、畑
富士見地区⑤	約2.3ha	6人	緩い傾斜のある田、畑、山林
富士見地区⑥	約1.9ha	1人	緩い傾斜のある宅地、畑
富士見地区⑦	約5.1ha	1人	傾斜のある保安林

ど短時間労働者も加入可能 ⑤ 掛け金は預金口座から振替。退職金は直接退職者に支払われるため管理が簡単

☎ 03・6907・1234

○ 障害者や家族の相談応じます

障害者相談員は、障害者や家族からの相談を受け、関係機関との連絡調整を行います。困り事の相談は、障害の種類に応じて、下表のとおり近くの相談員に電話かファクスで。相談員が不在の場合もあります。

相談時間 午前9時～午後5時

(土日曜・祝日を除く)

☎ 027・220・5713

○ 児童手当の更新を忘れずに

児童手当の現況届は、手当を受けるために大切な更新手続きです。毎年6月1日現在で受給資格要件を満たしているかなどを確認。6月上旬までに全受給者に送付します。用紙に記載されている窓口へ郵送か直接提出

地権がある人 6月11日(月)まで

に借地権の申告 共有の所有権

(借地権)がある人 7月2日

までに代表者選任通知 土地所

有者(借地権者)が死亡してい

る土地の相続人 7月2日まで

に相続の届け出と相続人代表者

選任通知

☎ 027・898・6912

○ 公文書を点字化して送付

身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者で、主に点字で情報を入手している人に、事前登録で点字化した公文書を送付するサービスを行っています。詳しくは問い合わせください。

☎ 027・220・5711

○ 応募地から建設候補地を選定

本市では、新最終処分場の建設候補地を昨年12月1日から3月20日まで公募。上表のとおり9カ所の応募がありました。今後この中から、新最終処分場整備検討委員会の意見を踏まえ、建設可能性の調査や地元自治会の理解協力などを総合的に判断

本庁・支所・市民サービスセンター
元気21証明サービスコーナー
午前8時30分～午後5時15分
午前10時～午後7時

障害者相談員 (敬称略)			
種別	相談員氏名	町名	電話(ファクス)番号
身体	飯塚 智宏	下川町	027-265-6580
	大島 主好	粕川町新屋	027-285-4632
	木暮 秀秋	駒形町	027-266-4575
	永井 勝二	堀越町	027-283-3546
	長岡 俊充	粕川町深津	027-285-3051
	根岸 宏行	駒形町	027-266-2068
	藤井 稔栄	下大島町	027-266-7220
	細野 英雄	朝倉町	027-261-2574
	宮田 英夫	大前田町	027-283-6735
視覚	佐々木洋之	朝日町	027-220-1162
	齋藤 高次	城東町	027-233-4692
	高橋 賢司	朝倉町	027-263-8855
聴覚	高橋 亮	駒形町	027-266-6834 (ファクス)
	山田 浩臣	西大室町	027-268-1803 (ファクス)
知的	石坂 英子	広瀬町	027-263-8534
	近藤 喜七	昭和町	027-231-4623
	関口 純子	上佐鳥町	027-265-6271
	高山 由真	昭和町	027-232-9251
難病	浅岡 武夫	天川大島町	027-243-5901
	飯塚 敦子	鳥取町	027-269-2314
	金井 徳司	堀越町	090-2930-2050
	石田ヨシ子	上佐鳥町	027-265-0304
	町田 毅	千代田町	090-1111-7080
	小野 順子	古市町	090-2562-3555

してください。届け出ないと手当が受けられなくなりません。

支給月 6月・10月・翌年2月

児童1人当たりの支給月額 3

歳未満 1万5,000円 3

歳～小6 1万円(第3子以降

は1万5,000円) 中学生

1万円 所得制限限度額以上の

世帯 5,000円

☎ 027・220・5701

○ 一人親家庭の高卒資格に助成

高等学校卒業程度認定試験を受ける一人親家庭の父母や子が、

し、建設候補地を選定します。

☎ 027・898・5846

○ 市県民税の納税通知書を発送

個人市県民税(普通徴収)の納税通知書を6月11日(月)に発送します。生活保護や自然災害などで被害を受けた場合など、特別の事由で納税が困難と認められるときは、申請によって市県民税が減免される場合があります。納期限日の7日前までに市民税課へ申請してください。

☎ 027・898・6203

○ 配偶者控除などを改正します

来年度から個人市県民税を次のとおり改正します。① 配偶者控除と配偶者特別控除の控除額が、納税義務者の合計所得金額により異なる仕組みに ② 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えるると配偶者控除の適用外に ③ 配偶者特別控除対象の配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に。

また、平成33(2021)年度からは、給与所得控除や公的

受験のための講座を受講するときの費用を一部助成します。

対象 ① 次の全てを満たす人。 ②

市内在住の一人親家庭の父か母

が扶養されている20歳未満の子

③ 児童扶養手当を受給中か同等

の所得水準 ④ 高校卒業か同等の

資格を持っていない

支給額 ⑤ 受講修了時給付金

講座受講費用の4割(上限15万

円) ⑥ 合格時給付金 講座修了

後2年以内に認定試験に合格し

た場合、講座受講費用の4割(4

と合わせて上限20万円)

☎ 027・220・5701

年金等控除、基礎控除などが改正になります。詳しくは本ホームページをご覧ください。

☎ 027・898・6203

○ 事業所での健診結果を募集

本市の国保加入者で、事業所が実施する健診を受けた人の、健康診断の結果を募集。健診結果に基準値を上回る項目があった人は生活習慣病改善に向けた特定保健指導を無料で受けられます。受診率向上も目指しています。そのため、健診結果が良好でも提出にご協力をお願いします。前橋保健センター窓口で直接提出の場合、その場で粗品をプレゼントします。

対象 ① 次の全てを満たす人。 ② 40～74歳で本年度中に本市国民健康保険加入者として事業所の健診を受診した ③ 受診シールを使わず特定健診・人間ドックを受診した ④ 既往歴、自覚・他覚症状、身長・体重・腹囲、血圧、貧血・肝機能・血中脂質・血糖・尿・心電図検査の全ての健診項目を受診した

☎ 027・220・5715